

新プラ法による令和8年度以降の資源プラ分別変更について

令和8年4月から

資源プラスチックの出し方が変わります

新しい「資源プラスチック」の出し方

＜収集物＞
今までどおり変わらずに出せるもの
・主に  マークがつくもの
・容器包装プラスチック



新たに資プラとして出せるもの
プラスチックのみの材質である
一辺40cm以下のプラスチック製品



水ですすいで
よごれは落とす

＜袋の大きさ＞
現行：70ℓサイズ以下



変更後：45ℓサイズ以下



Q. どうして資源プラスチックの分別内容が変わるのですか？

A. 令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、プラスチック製品の設計から処理まで資源循環を促進する重要性が高まっています。管内では令和8年度よりこの法律に基づいた資源化を開始するため、新たな分別収集を実施し適正にリサイクルできるように資源プラスチックの出し方を変更します。

Q. 収集袋の変更はありますか？

A. 現在使用しているプラスチック類専用袋 **70ℓ・35ℓの推奨袋は廃止となり、45ℓへ変更**となります。袋は **45ℓ以下・透明または半透明なもの** に限ります。45ℓを超えるサイズになると、中間処理施設にて機械で袋を破く際に引っかかってしまい、機械故障や適正な分別を阻害してしまう恐れがあります。 現行の70ℓ推奨袋は令和9年3月末まで使用できます。店舗からなくなり次第販売終了となり、順次45ℓに切り替わります。みなさまのご協力をお願いいたします。



Q. 他に大きな変更点はありますか？

A. **収集袋の中にコンビニ袋等小袋にまとめたもの（二重袋）で出さないでください。** 中間処理施設では収集袋を機械で破いてから手作業で異物を選別しています。小袋を入れてしまうと選別時に中の小袋まで破けず、**適正な分別を阻害してしまいます。** 資源プラスチックで出す際は、ごみは直接収集袋に入れてください。



令和8年4月より新しい運用方法となります。(令和8年3月号広報誌にて再度周知いたします)

※くわしくは小川地区衛生組合HPをご確認ください。→

●問 合 せ 保健衛生課 ☎82-1777

